

公益社団法人廿日市市シルバー人材センター

安全・適正就業基準

(目的)

第1条 この安全・適正就業基準は、公益社団法人廿日市市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に伴う事故を未然に防止し、安全・適正に就業ができる事項を定めることを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全・適正就業心得)

第3条 会員は、就業に当たっては、次の安全・適正就業心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心掛け、急いだり慌てたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物は、作業に合った動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には、準備体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場では、常に整理整頓を心掛けること。
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (8) 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気を付けること。
- (9) 健康には、常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠を取るよう心掛けること。

(作業別安全・適正就業基準)

第4条 会員は、植木剪定・塗装・除草・清掃・駐輪場の整理等の作業に従事する場合は、別途定める作業別安全・適正就業基準を守り、安全・適正就業に努めなければならない。

(安全保護具)

第5条 会員は、作業内容によっては、保護帽（ヘルメット）を着用するとともに必要に応じ命綱を使用すること。

2 会員は、前項のほか安全面で保護する必要のある作業に従事する際は、作業別安全・適正就業基準等に定める安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第6条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに交通事故に注意しなければならない。特に、自転車やオートバイにあっては、十分注意し運転しなければならない。

2 会員は、路上での作業に際しては、交通ルールを守るとともに黄色の反射ベスト・保護帽等を着用し、標識を設置するなど、交通事故に注意し、作業に従事しなければならない。

(作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(標識の設置)

第8条 会員は、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることが分かる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(器具類の使用)

第9条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱い方法により作業すること。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検において、不良個所を発見したときは、その器具を使用してはならない。その際、器具がセンターの備品である場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第10条 会員は、常に健康の維持管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は、常に疲労が蓄積しないように、休養を十分取るよう心掛けなければならない。

(報告義務)

第11条 会員は、仕事場との往復時や就業中にケガをしたとき又は体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置を採るようにしなければならない。

(その他)

第12条 会員は、この基準に定める以外に、安全・適正に就業ができる事項がある場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

平成3年10月1日 施行

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この基準の施行日の前日までに、解散前の社団法人廿日市市シルバー人材センター安全・適正就業基準によりなされた手続その他の行為は、この基準の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この基準は、平成29年5月9日から施行する。

この基準は、令和4年9月28日から施行する。

第4条関係 作業別安全・適正就業基準（植木の剪定）

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1 常に健康の維持管理に努めること。 2 安全第一に考え、安全・適正就業に心掛けること。 3 服装・履物等は、作業に適したものを着用すること。 (1) 作業服は、袖口の縮まったものを。 (2) 作業靴は、履き慣れたもので、滑りにくいものを使用すること（地下足袋、安全靴等）。 (3) 保護帽は、必ず着用すること。 4 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。 6 作業環境は、常に整理整頓に心掛けること。 7 重量物の運搬は、慎重に行うこと。 8 道具類の使用は、正しい使用法によること。 9 作業は基本的に複数人によることとし、共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 10 仕事場への行き帰りは、交通事故に気を付けること。 	<p>保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋等</p>
脚立等使用作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 脚立等は、丈夫な構造のものを使用すること。 2 脚立等には、開き止めが付いていること。 3 脚立等の設置は、脚立等の脚と水平面の角度が75度以下になるように立てること。 4 脚立等は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、かつ開き止めを確実に掛けること。 地盤が不等沈下するような場所では、敷板を敷いて安全を確保すること。 5 脚立等上での作業は、二等辺三角形に体の重心が出ない範囲で行うこととし、無理な姿勢で作業しないこと。 6 脚立等を昇降する際には、手に道具類は持たないこと。また、飛び降りないこと。 7 作業中の脚立等周辺には、ハサミ、刃物類は放置しないこと。 8 脚立を利用して足場板をかけわたすときは、脚立の設置間隔を1.8m以下とすること。 	<p>保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋 安全帯等</p>

	<p>また、足場板の設置高さは2m以下とすること。</p> <p>9 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。</p> <p>10 剪定作業中は、樹下で作業をしないこと。</p>	
梯子使用作業	<p>1 梯子は、幅 30 cm以上の丈夫なものを使用すること。</p> <p>2 梯子は、滑り止めのあるものを使用し、他の作業者に脚部を押えてもらうこと。</p> <p>3 梯子は、地面との角度が 75 度以下になるように掛けることとし、梯子の上部は 60 cm位上方に出るようにすること。</p> <p>4 梯子を昇降する際は、手に道具類を持たないこと。 また、飛び降りないこと。</p> <p>5 梯子上では、無理な姿勢で作業をしないこと。</p> <p>6 通路での作業は、標識を設けること。</p> <p>7 樹木に梯子を立て掛ける際は、樹木の腐朽・弱枝や地盤の沈下等を確認すること。</p> <p>8 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全確認を行うこと。</p> <p>9 剪定作業中は、樹下で作業しないこと。</p>	<p>保護帽</p> <p>作業服</p> <p>滑り止め地下足袋</p> <p>手袋</p> <p>安全帯等</p>
足場台使用の作業	<p>1 足場台は、丈夫なものを使用し、手すりがあるものを使用すること。</p> <p>2 足場台では、無理な姿勢で作業をしないこと。</p>	<p>保護帽</p> <p>作業服</p> <p>滑り止め地下足袋</p> <p>手袋</p> <p>安全帯等</p>
樹上での作業	<p>1 地上より 2m以上の樹上での作業をする場合は、保護帽（顎紐を必ず結ぶ）はもちろん、安全帯を着用すること。</p> <p>2 枝の折れやすい樹種、滑りやすい樹皮をもつ樹種での作業は、慎重に行うこと。</p> <p>3 枝につかまったり体重をかけたりするときは、安全を確認し、枯れ枝等に注意すること。</p> <p>4 樹枝の切り落としの際は、樹下の安全を確認すること。</p> <p>5 剪定作業中は、樹下で作業しないこと。</p> <p>6 直径 10 cm以上の枝を切る場合には、上部からロープを掛け、下から上へ幹から 10 cm位の所を枝直径の</p>	<p>保護帽</p> <p>作業服</p> <p>滑り止め地下足袋</p> <p>手袋</p> <p>安全帯等</p>

	<p>3分の1程ノコギリで引き目を入れ、引き目より先端に向かって5cmの所を切り落とす。その後、残部を平らに切り落とすこと。</p> <p>なお、この場合電線等に注意すること。</p>	
刈込み作業	<p>1 共同で、刈込み作業を行う場合は、刈込みバサミ、ヘッジトリマの刃先に十分注意すること。</p> <p>また、互いに接近しないようにし、向かい合う位置で作業を行わないこと。</p> <p>2 使用休止中の刈込みバサミは、立て掛けたり、刃先を上向きにしないようにすること。邪魔にならない所で、かつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと。</p>	<p>保護帽</p> <p>作業服</p> <p>滑り止め地下足袋</p> <p>保護眼鏡</p> <p>防塵マスク等</p>
運搬作業	<p>1 運搬は、限界を見極め、正しい姿勢で行い、特に腰部を痛めないように慎重に行うこと。</p> <p>2 運搬経路の障害物は、取り除き、足場の良否を確認すること。</p> <p>3 トラックへの各種道具の積み下ろしは、荷崩れのないように行うこと。</p>	<p>保護帽</p> <p>作業服</p> <p>滑り止め地下足袋</p> <p>手袋等</p>

第4条関係 作業別安全・適正就業基準（除草）

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1 常に健康の維持管理に努めること。 2 安全第一に考え、安全・適正就業に心掛けること。 3 服装・履物は、作業に適したものを着用すること。 (1) 作業服は、長袖、長ズボンを着用し、虫の入らないよう袖口の締まったものを選ぶこと。 (2) 作業靴は、底の厚いもので、滑りにくいものを使用すること。 (3) 保護帽は必ず着用すること。 (4) 手袋（防振手袋等）を必ず着用すること。 4 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。 6 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。 7 斜面での作業は、滑りやすいので、斜面の下方向に向かって刈り進まない、ロープを張る、足場を作るなど十分注意すること。 8 重量物の運搬は、慎重に行うこと。 9 道具類の使用は、正しい使用方法によること。 10 共同作業では、合図・連絡を正確に行うこと。 11 長時間の作業は避けること。 12 雨天時の作業は避けること。 13 仕事場への行き帰りは、交通事故に気を付けること。 	<p>保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋等</p>
炎天下での作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 日よけ帽を必ず着用すること。 2 水分の補給は十分にすること。 3 熱中症には充分注意し、適当な休憩を心掛けること。 	<p>日よけ帽等</p>
手作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業現場の状況確認を十分に行うこと。 (1) ガラスの破片、釘等に注意すること。 (2) 蜂の巣、蛇、害虫等に注意すること。 (3) 作業場所によっては、保護眼鏡を着用すること。 2 鎌、刈込みバサミ等を使っての作業では、安全第一を心掛けること。 (1) 腰を落とし、正しい姿勢で使用する。 	<p>保護帽 作業服 滑り止め地下足袋 手袋 保護眼鏡等</p>

	<p>(2) 共同で作業を行う場合は、作業空間を十分にとり、刃先に注意すること。</p> <p>(3) 使用休止中の鎌は、立て掛けたり刃先を上向きにしないようにすること。 邪魔にならない所で、かつ目立つ所に刃を下向きにして置くこと。</p>	
刈払い機作業	<p>1 使用前に必ず点検すること。</p> <p>(1) ネジの緩みはないか。</p> <p>(2) 作業に適した刃が付いているかどうか。</p> <p>(3) 刃先にひび割れ、めくれ、曲がり等の異常がないか点検し、異常がある場合は使用しないこと。 また、予備の刃を持参して適宜交換するなど、常に最良の状態で使用すること。</p> <p>2 安全ガードは、必ず取り付けること。</p> <p>3 保護眼鏡又は防護面を着用すること。</p> <p>4 作業前に、周囲の障害物を周知・除去しておくこと。特に小石には十分注意すること。</p> <p>5 作業中は、半径 10m 以内に他の人を近づけないこと。</p> <p>6 雨天時の作業は、滑りやすいので避けること。</p> <p>7 ガソリンを使用するため、火気には十分注意をすること。</p> <p>8 運搬及び格納時には回転刃に保護カバーを付けること。</p> <p>9 刈払い機は、運転を必ず止めてから、掃除、注油、修理、点検を行うこと。</p>	<p>保護帽</p> <p>作業服</p> <p>滑り止め地下足袋</p> <p>手袋</p> <p>保護眼鏡等</p>
除草剤作業及び消毒作業	<p>1 使用にあたっては、薬剤容器の表示事項に従って、安全かつ適正な使用をすること。</p> <p>2 散布に当たっては、必ずゴム手袋、保護マスク等を使用し、取り扱いには十分注意すること。 また、作業途中での喫煙、飲食は絶対にしないこと。</p> <p>3 散布に当たっては、風向きに十分注意すること。</p> <p>4 散布に当たっては、作業現場に人が近付かないよう十分注意するとともに、周辺の住民、通行人、家畜等にも配慮すること。</p>	<p>保護帽</p> <p>作業服</p> <p>滑り止め地下足袋</p> <p>手袋</p> <p>ゴム手袋</p> <p>保護眼鏡</p> <p>保護マスク等</p>

	<p>特に、住宅に隣接する場所での散布は、慎重に行うこと。</p> <p>5 水道、水源、井戸、河川、湖沼等の周辺での使用に際しては、十分注意すること。</p> <p>6 余った薬剤の処理には十分注意すること。</p> <p>7 夏場の作業では、なるべく朝夕の涼しい時間帯に行うこと。</p> <p>8 作業後は、全身を石鹼でよく洗い、作業期間中は、衣服を毎日取り換えること。</p> <p>9 めまい、頭痛や気分が悪くなったらすぐに医師の診察を受けること。</p> <p>10 後始末を確実に行うこと。</p>	
<p>運搬作業</p>	<p>1 運搬は、限界を見極め、正しい、無理のない姿勢で行い、特に腰部を痛めないように慎重に行うこと。</p> <p>2 運搬経路の障害物は、あらかじめ取り除き、足元の安全を確認すること。</p> <p>3 トラックでの道具等の積み下ろしは、荷崩れが起きないように、注意して行うこと。</p> <p>また、荷台での作業では、保護帽を着用すること。</p>	<p>保護帽</p> <p>作業服</p> <p>滑り止め地下足袋</p> <p>手袋等</p>

第4条関係 作業別安全・適正就業基準（清掃）

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1 常に健康の維持管理に努めること。 2 安全第一に考え、安全・適正作業に心掛けること。 3 服装は、常に衛生的に心掛けること。 4 長い紐類、装飾品は、身に着けないこと。 5 作業は、正しい姿勢で、落ち着いて行うこと。 6 作業中は作業に専念し、みだりに話し掛けたり、無駄話をしないようにすること。 7 洗剤等を使用する場合は、滑りやすくなるので、履物は滑り止めのあるものを使用すること。 8 洗剤の調合等は、ゴム手袋を使用すること。 9 洗剤や薬品を使うときは、使用上の注意事項を確認し、正しく使い、目に入ったら、すぐ大量の水で洗うこと。また、洗剤によっては混合した場合に、有毒ガスが発生する場合がありますので特に注意すること。 10 溶剤のガスは、吸い込まないように注意し、場合によっては、保護具を着用すること。 11 作業中は、「清掃中」の看板を立てておくこと。 また、立入禁止の標示や作業区域に縄を張るなどすること。 12 作業に使用した機械や資材は放置せず、作業がしやすいように常に整理整頓を心掛けること。 13 重量物の取り扱いは、特に慎重に行うこと。 14 機械器具の故障その他異常の箇所を発見したときは、無理をして使用せず、センターに連絡すること。 15 仕事の後には、必ず手や顔を洗うこと。 16 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。 	<p>保護帽 作業服 滑り止め靴 ゴム手袋 保護マスク等</p>
床の清掃作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 洗剤や床維持剤の液は、特に滑り易いから注意すること。 2 作業中は、滑り止めの靴を履くか、滑り止めカバーの類を使用すること。 3 作業に当たっては、滑り易くなっているので、急ぐ時でも走らないこと。 	<p>作業服 滑り止め靴 ゴム手袋 保護マスク等</p>

窓ガラスの洗浄作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガラス部に手を突いたり、ガラス部で身体を支えたりしないこと。 2 窓等の開閉には十分注意して作業すること。 3 無理な姿勢で作業しないこと。 	作業服 滑り止め靴 ゴム手袋 保護マスク等
清掃用機械器具の使用作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気機械の使用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 濡れた手で取り扱わないこと。 (2) コードやプラグの傷んだものは使わないこと。 (3) スイッチの切り入れやコンセントの差し込み、引き抜きは、慎重に行うこと。 (4) 故障の機械を無理に使わないこと。 2 ポリッシャーの使用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業に合った大きさのポリッシャーを選んで作業すること。 (2) ハンドルを両手でしっかり持って操作すること。 	保護帽 作業服 滑り止め靴 ゴム手袋 保護マスク等
脚立等使用作業	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業中は、安全带及び保護帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。 2 踏み台や作業台は、不安定な場所に立てないこと。 3 踏み台の上に更に踏み台を重ねたり、脚立を立てたりして作業を行わないこと。また、踏み台の代わりに、回転椅子、折り畳み梯子等は絶対に使用しないこと。 4 資材や器具が落下しないように気を付けること。 5 脚立の使用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 丈夫な構造のものを使用すること。 (2) 安定した水平な床面で使用すること。 (3) 開き止めを確実にかけ、使用すること。 (4) 脚立の脚と水平面の角度が75度になるように設置すること。 (5) 脚立からは飛び降りないこと。 (6) 脚立上では、ムリな姿勢（つま先立ちなど）で作業しないこと。 6 梯子の使用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。 (2) 滑り止めのあるものを使用すること。 (3) 不安定な場所に掛けないこと。 (4) 滑る床の上に立てないこと。 	保護帽 作業服 滑り止め靴 手袋 安全带等

	<ul style="list-style-type: none">(5) 踏み台の上に立てないこと。(6) 立てかける角度を床に対して75度にする(7) 安定を確かめてから登ること。(8) 飛び降りないこと。(9) 梯子上では、無理な姿勢で作業しないこと。(10) 2m以上の作業では、下に補助者を置くこと。	
--	--	--

第4条関係 作業別安全・適正就業基準（塗 装）

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<p>1 常に健康の維持管理に努めること。 特に、有機溶剤及び粉塵を吸い込むおそれがあるので、健康診断を受けるなど自発的に健康管理に努めること。</p> <p>2 安全第一に考え、安全・適正就業に心掛けること。</p> <p>3 服装・履物等は、作業に適したものを着用すること。</p> <p>(1) 作業服</p> <ul style="list-style-type: none"> ・袖口は、絞まったものを。 ・上着のすそは、いつもズボンの内に入れること。 ・上着は、突起物や大きなボタン等のないものとする。 ・ズボンのすそは、いつも絞っておくこと。 <p>(2) 作業靴</p> <p>靴は、履き慣れたもので、滑りにくいものを使用すること。</p> <p>また、底の厚いものを使用し、踏抜き、捻挫を防ぐこと。</p> <p>なお、屋根や丸太上での作業には、地下足袋又はこれに準ずる履物を使用すること。</p> <p>(3) 保護帽</p> <p>保護帽は、正しく着用すること。</p> <p>4 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。</p> <p>5 作業現場に着いたら、周囲の状況を確認すること。</p> <p>6 作業環境は、常に整理整頓を心掛けること。</p> <p>7 工具類や機械は、正確、安全に取り扱い、作業すること。</p> <p>8 引火性のもの等危険物を使用するので、喫煙は、作業場以外の所定の場所で行うこと。</p> <p>なお、くわえタバコでの作業は、絶対にしないこと。</p> <p>9 有機溶剤類の塗装には、換気に注意すること。</p> <p>10 塗料・溶剤等が目の中に入った場合は、速やかに</p>	<p>保護帽</p> <p>作業服</p> <p>滑り止め地下足袋</p> <p>手袋</p> <p>防毒マスク等</p>

	<p>洗眼すること。</p> <p>11 床面にこぼれた塗料及び溶剤等は、直ちに拭き取ること。</p> <p>12 作業後は、床面の清掃、後片付けを行うこと。</p> <p>13 仕事場への行き帰りは、交通事故に気を付けること。</p>	
塗り込み作業	<p>1 被塗装物の中心に位置を取り、安定した姿勢で作業をすること。</p> <p>2 各種製品の塗り込み順序に従って、作業をすること。</p> <p>3 各種塗料を塗布するときは、送風に配慮し、作業すること。</p> <p>4 必要に応じて換気すること。</p> <p>5 塗り込み作業中は、火気に注意すること。</p>	<p>保護帽</p> <p>作業服</p> <p>滑り止め地下足袋</p> <p>手袋</p> <p>防毒マスク等</p>
表面処理・剥離作業	<p>1 表面処理剤・剥離剤を使用して作業するときは、手袋、前掛け、長靴を着用すること。</p> <p>2 薬品が皮膚に付着した場合には、直ちに清水で十分に洗うこと。</p> <p>3 剥離作業を行う場合は、防塵マスク、防塵眼鏡を着用すること。</p>	<p>保護帽</p> <p>作業服</p> <p>滑り止め地下足袋</p> <p>手袋</p> <p>防毒マスク</p> <p>防塵眼鏡等</p>
脚立等使用作業	<p>1 作業床が固定されているか確認すること。</p> <p>2 作業床上は、整理整頓し作業を行うこと。</p> <p>3 安全帯及び保護帽を着用し、あごひもは必ず結ぶこと。</p> <p>4 作業に適する服装をすること。</p> <p>5 作業中は、必要以外は話をしないこと。</p> <p>6 工具類を落とさないよう注意すること。</p> <p>7 作業をしている下では、作業を行わないこと。</p> <p>8 高さ2m以上の箇所で墜落のおそれのあるところは手すり、柵、囲い等を設け、立入禁止にすること。</p> <p>9 足場は、丈夫なものを使用し、たわみが大きくなるものを使用すること。</p> <p>10 足場板（アルミ合金製）は、傷、腐食等がない丈夫なものを使用すること。また、必ず低所で試し乗りをすること。</p> <p>11 脚立</p>	<p>保護帽</p> <p>作業服</p> <p>滑り止め地下足袋</p> <p>手袋</p> <p>安全帯等</p>

	<p>(1) 丈夫な構造のものを使用すること。</p> <p>(2) 安定した水平な床面で使用すること。</p> <p>(3) 開き止を確実にかけ、足場板を掛ける場合は3点支持にすること。</p> <p>(4) 脚立の足と水平面の角度が75度以下になるように設置すること。</p> <p>(5) 脚立からは飛び降りないこと。</p> <p>(6) 脚立上では、ムリな姿勢（つま先立ちなど）で作業しないこと。</p> <p>12 梯子</p> <p>(1) 幅30cm以上の丈夫なものを使用すること。</p> <p>(2) 滑り止めのあるものを使用し、他の作業者に脚部を押さえてもらうこと。</p> <p>(3) 平面に対して75度以下に掛けることを原則とする。</p> <p>(4) 梯子上では、無理な姿勢で作業しないこと。</p> <p>(5) 飛び降りないこと。</p> <p>13 安全帯</p> <p>(1) 2m以下の作業であって作業床が設けられないときに使用すること。</p> <p>(2) 安全帯の支持点は、頭上になるよう設けること。</p> <p>(3) 作業床が、幅40cm以下の場所では使用すること。</p> <p>(4) 作業床があっても、手すりがない場所では使用すること。</p> <p>(5) 安全ロープの長さは、できるだけ短くして使用すること。</p> <p>(6) 安全帯は、いつもキチンと締めること。</p>	<p>保護帽</p> <p>作業服</p> <p>滑り止め地下足袋</p> <p>手袋</p> <p>安全帯等</p>
<p>コンプレッサーの使用</p>	<p>1 必ずベルトカバーを付け、移動するときは、電動機が停止後に行うこと。</p>	

第4条関係 作業別安全・適正就業基準（駐輪場の整理）

作業名	安全作業のポイント	安全保護具
作業一般	<ol style="list-style-type: none"> 1 常に健康の維持管理に努め、体調が思わしくないときは就業を控えること。 2 常に安全第一を考え、安全就業に心がけること。 3 服装・履物は、作業にあったものを着用すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 作業服は、季節、天候に合ったものを着用し、腕章等周囲から目立つものを着装すること。 (2) ひも類の付いている服は着用しないこと。 (3) ポケットは、ひっかからないように、チャック、ボタンがかかるものを着用すること。 (4) 作業靴は、底の滑りにくいもので、表面(甲)の丈夫なものを使用すること。 (5) 作業帽は、必ず着用すること。 (6) 手袋(軍手等)を必ず着用すること。 4 軽い柔軟体操をして、体をほぐしてから作業に従事すること。 5 自分の体力を十分認識し、割りてられた作業量の達成が体力的に無理と感じた時は、リーダーや事務局に申し出て、適正配置の措置をとってもらうこと。 6 就業中で体調が悪くなったら、無理せず作業を中止すること。 7 台風、大雨、大雪等悪天候の場合は、無理せず作業を中止すること。 8 喫煙しながらの就業は絶対行わないこと。 9 作業現場の状況を必ず確認すること。特に、地面の傾斜や段差、凸凹、冬季の路面凍結等には十分注意を払うこと。 10 就業時間は厳守すること。 11 仕事場への行き帰りは、交通事故に気をつけること。 	<p>作業靴 作業帽 手袋(軍手等)</p>

<p>整理作業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 整理作業は、指定された区域を守って行うこと。 2 整理した自転車の安定には十分注意を払い特に風の強い時は、より一層気をつけること。 3 整理作業中は、利用者等との無用のトラブルを避けること。 4 整理作業中は、利用者や通行人など周囲に十分注意を払うこと。 5 道路上の自転車整理を行う場合は、往來の自転車、バイク等に十分注意をはらうこと。 6 新たにこの作業につく会員は、リーダー等ベテラン会員の指導のもと、安全就業に必要な作業方法や手順を身につけること。 7 リーダー等ベテラン会員は、安全就業の確保に留意し、他の会員の不安全行動を発見した時は、その都度指導すること。また、不安全状態を発見した時は、その都度指導すること。また事務局に報告するなど、適切な措置をとること。 	
<p>移動・運搬作業</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 重量のある自転車の移動は、共同して慎重に行うこと。 2 移動は、自分の限界を見極め、正しい無理のない姿で行い、特に腰部を痛めないように慎重に行うこと。 3 自転車を持って移動させる場合は、必ず両手を使ってフレーム、ハンドル、サドル、荷台の持ちやすい部分の二箇所を持って行うこと。 4 自転車を持ち上げる際は、両足を適度に開き身体を安定させ、特にバランスには十分注意を払うこと。 5 移動する際は、必要最小限の距離にすること。 6 長い距離を移動させる場合は、台車等を利 	

	<p>用し身体への負担を軽くすること。</p> <p>7 移動の際は、自転車が破損して利用者とのトラブルの原因とならないよう乱暴に扱わないこと。また、通行人や駐車車両にぶつからないよう注意を払うこと。</p> <p>8 移動後は、自転車が転倒しないようスタンドで直立しているか確認すること。</p>	
<p>指導者への指導誘導業務</p>	<p>1 自転車駐車場等で利用者への置き場所の指導や誘導を行う場合は、ことば使いに配慮し、命令口調になったり、どなったりしないよう十分注意すること。</p> <p>2 指導・誘導作業中は、利用者等とのトラブルの発生を絶対に避け、クレーム等に対しては、聞くだけに止めること。万一トラブルが発生した場合は、直ちに事務局へ連絡すること。また、暴行を受けたり急迫の危険を感じた時は直ちに逃避し、110番通報や事務局へ連絡すること。</p> <p>3 自転車に警告書等を貼付する場合は、適切な位置、方法で貼付すること。</p>	
<p>清掃作業</p>	<p>1 清掃作業をする場合は、利用者や通行人等に迷惑をかけないように、周囲に十分注意を払うこと。</p> <p>2 自転車整理作業の妨げとなる、空き缶、空き瓶等は必ず取り除いておくようにすること。</p> <p>3 道路上で作業しなければならない場合は、往來の自動車バイク等には十分注意を払うこと。</p> <p>4 清掃用具を使用しない時は、安全で邪魔にならない位置に置いておくこと。</p>	